



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:https://www.mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年4月1日に施行される改正障害者差別解消法の概要及び企業の吸収合併等に反対する株主の株式買取請求権の行使要件に関する最高裁判例（令和5年10月26日）をご紹介します。

## ◆障害者への合理的配慮が義務化されます

令和6年4月1日から、改正された障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されます。

### 1. 改正内容

障害者から社会的障壁の除去について申し出があり、その実施に伴う負担が過重でない場合、従前は事業者が障害者に対して合理的配慮を提供することが努力義務とされていましたが、改正法の施行後は法的義務になります。

### 2. 基本方針と想定事例

合理的配慮の程度や内容については、個別に判断される必要がありますが、政府により基本方針が定められており、合理的配慮の提供義務違反となるかどうか想定事例が紹介されています。

（合理的配慮義務違反になる例）

- ・筆記が困難なため受験時にデジタル機器の使用を求める申出があったのに、必要な調整を行わず、前例がないことを理由に一律に対応を断ること
- ・イベント会場の移動について支援を求められたのに「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的に検討せずに支援を断ること  
（合理的配慮義務違反にならない例）
- ・飲食店における食事介助等を求められ、当該飲食店が当該業務を事業として行っていないために提供を断ること
- ・小売店において視覚障害者から店員の付添を求められ、混雑時のため付添ではなく買物リストを書き留めて商品を準備する旨提案すること

### 3. コメント

努力義務から法的義務に変わったことによる影響は推移を見守る必要がありますが、そもそも障害があるかどうかを起点に考えるのではなく、助けを求めている人がいた場合に無理なく配慮可能かどうか検討する姿勢を保っていれば足りるのではないかと考えます。

◇委任状の送付が組織再編に反対する旨の通知に該当するとして、株式買取請求権の行使が認められた事例（最一小判令和5年10月26日）

#### 1. 事案の概要

S社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に関し、S社の株主Xは、同社の勧誘に応じ、委任状の「否」の記載に丸印を付した上で返送しました。

その後、上記合併が承認されたため、Xは、S社に対して株式の買取を求めましたが、協議が整わず対して価格決定の申立てをしました。名古屋地裁及び名古屋高裁は、委任状の送付は会社法上

の反対通知には該当しないとしてXの請求を却下したため、Xが不服を申し立てたのが本件です。

#### 2. 判決要旨

本件のように、株主が上記株主総会に先立って吸収合併等に反対する旨の議決権の代理行使を第三者に委任することを内容とする委任状を消滅株式会社等に送付した場合であっても、当該委任状が作成・送付された経緯やその記載内容等の事情を勘案して、吸収合併等に反対する旨の当該株主の意思が消滅株式会社等に対して表明されているということができるときには、消滅株式会社等において、上記見込みを認識するとともに、上記機会が与えられているとよいため、上記委任状を消滅株式会社等に送付したことは、反対通知に当たると解するのが相当である。

これを本件についてみると、（中略）、本件賛否欄には「否」に○印が付けられていたのであるから、本件吸収合併に反対する旨の原告人の意思が本件委任状に表明されていたことは明らかである。（中略）

以上からすると、本件委任状の送付は、本件吸収合併に反対する旨の原告人の意思をS社に対して表明するものということができる。

#### 3. コメント

議決権行使書面や電子投票ではなく、反対の意思を表示して委任状を返送する行為は、会社法上の反対通知には該当しないと解するのが通説とされてきました。

これに対し、本判決は委任状の返送による意思表示であっても、諸般の事情に照らし、株主の意思が消滅株式会社等に対して示されたと認められる場合には、反対通知に該当し得る旨を明らかにしました。この反対通知は、後の価格決定申立ての申立要件でもあるため、本判決の判断は、実務上大きな影響があると思われます。

（弁護士友成、弁護士門屋）

#### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

#### ◆労働安全衛生規則の改正（令和6年2月1日施行）

貨物自動車での荷の積み卸し作業に伴う、荷台からの転落や墜落、崩れた荷物の下敷きになるといった労働災害の発生リスクをなくするために、テールゲートリフター（トラックの後ろ側に取り付けられる昇降機構）を活用する荷役作業において特別教育が義務化され、教育を省略して作業を許可する事業者に対しては、厳格な罰則が設けられました。貨物運送における労働災害は年々増加傾向にあるため、ヘルメットの着用などと並んで、安全対策の一層の強化が必要です。詳細は厚労省のHPをご参照下さい。